第１章　「いじめ」の定義及びその理解

１　「いじめ」の定義

「いじめ」は、条例第２条において、「子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定している。

【条例】第２条
（１）いじめ　子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動に所属する子どもやあいキッズ、塾やスポーツクラブ等当該子どもが関わっている仲間や集団（グループ）など、当該子どもと何らかの人的関係を指す。 問題行動調査（問題行動調査とは、文部科学省が毎年、生徒指導上の諸問題を把握するために行う調査を指す。以下同じ。）にある「人間関係」でなく「人的関係」となっていることに注意が必要である。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
問題行動調査にある「攻撃」とは、「『仲間はずれ』や『集団による無視』など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。」と注釈があったが、法では「影響」と規定されていることから、いじめられた子どもの立場に立ち、いじめられた子どもの気持ちを重視することがいっそう肝要となっている。

なお、「いじめ」からけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた子どもの感じる被害性に着目した見極めが必要であること、また、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど、その全てが「いじめ」としての指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する。

「いじめ」の認知に関しては、いじめられた子どもの立場に立って判断するものであるが、問題行動調査には以下のように態様の例を示している。これらの態様の例の一部は就学前の区立幼稚園及び区立保育所においても認められることから、本区においてはいじめの未然防止等に対して適切な対策が講じられるべきであると考える。

〔具体的ないじめの態様の例〕

- ○ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ○ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ○ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ○ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ○ 金品をたかられる
- ○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ○ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ○ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる　など

（問題行動調査より）

２　「いじめ」の理解

「いじめ」には、多様な態様があることに鑑み、条例の対象となる「いじめ」に該当するか否かを判断するに当たり、行為の起こったときのいじめられた子ども本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

特に、発達障がいのある（もしくは疑いのある）子どもや特別支援学校・特別支援学級に在籍している子どもが「いじめ」を受けたり、当該子どもが無意識に「いじめ」を行ったりする場合があり、配慮が必要である。これらの子どもについては、その特性から、自分がいじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちを相手にうまく伝えることが苦手であったりするために、いじめが発見されにくいことがある。また、当該子ども自身が、相手が嫌がっているということ自体を理解する認識をもちにくいこともあるので、これらの点に十分に留意する必要がある。

問題行動調査には、「『いじめ』の中には、犯罪行為として早期に警察に相談するものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもあり、その場合には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ることが重要である。」と記述されており、条例に規定する「重大事態」がこれに該当する。

「暴力を伴わない『いじめ』」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。また、「暴力を伴わない『いじめ』」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う『いじめ』」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる「重大事態」につながるものであることを理解して対応にあたるべきである。

なお、いじめそのものが人権侵害行為であり、許されることではないことから、「いじめは、いじめられる側にも問題がある」というような見方に立っていじめへの対応をおろそかにすることがあってはならない。また、いじめへの対応をすることは、いじめた側の人権（成長発達権）保障のためにも必要である

ことから、いじめた側に配慮して、いじめへの対応を行わないということもあってはならない。いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであるという認識に立って対応する必要がある。

いじめは周りには気づきにくいところで行われることも多く、しかも発見しにくいという特徴をも持ち合わせているため、いじめの未然防止等については、区、学校、保護者、区民及び関係機関等がそれぞれの責務と役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

３　「いじめ」の構造

■ 小集団

いじめられている子どもは一人であり、同じ集団に属している場合と小集団外にいる場合がある。いじめられている子どもは、自分の仲間からいじめられたことの打撃が大きい。一見逃げられそうだが、集団がもつ閉塞性から、逃げられない状況がある。

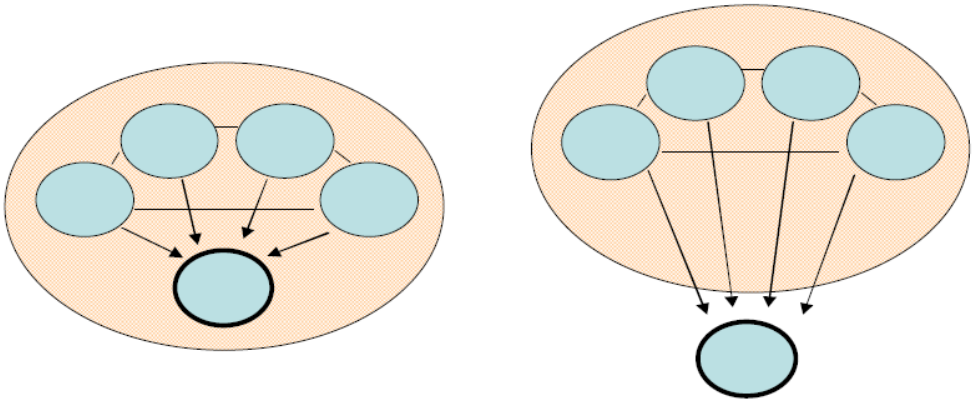

■ 大集団

いじめている子どもが多数であり、学級の大半や学年にも及ぶ。周囲でいじめを見て容認している子どもを含む。大集団におけるいじめは、大勢の周囲にいる子どもを巻き込む。いじめられている子どもにとっては、自分のいる場を失い、絶望感や無力感が生じやすい。

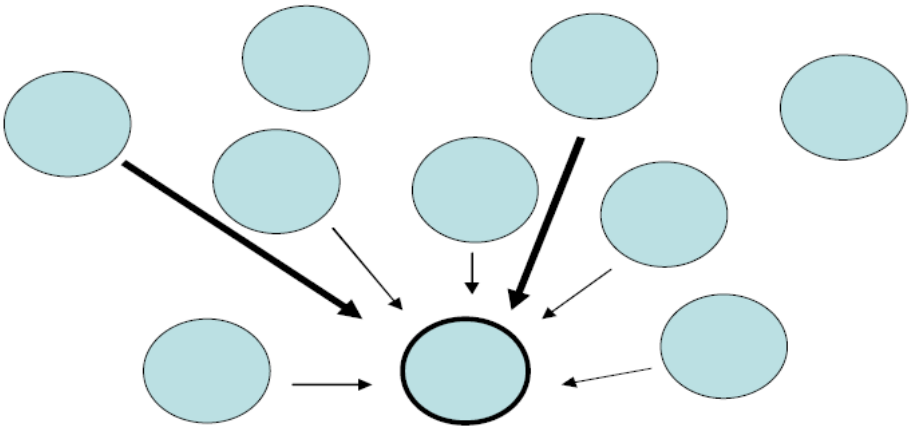

■ 四層（重層）構造

「やられているほうが、悪い」などとして実際には手を出していないが、見ていてはやし立てる観衆としての子どもの存在があり、これらの子どもは、いじめを面白がって見ているだけで「是認」していることとなり、いじめている子どもに対して強化している存在である。

また、「かわいそうだけど、かかわりたくない」「仕返しが怖い」などの理由から、見て見ぬふりをする傍観者としての子どもの存在があり、これらの子どもはいじめを間接的に助長し「黙認」していることとなり、いじめの強化に加担しているといえるが、多くの場合、傍観者にはその自覚がない。

一方、傍観者の中には、いじめを抑止する立場としての仲裁者が存在することがあり、その子どもの言動により、いじめが解決に至る場合がある。

しかし、集団内でのコミュニケーションが取れず、対人不安と緊張の中、仲間からのプレッシャーに敏感となり、傍観者層の中でもその集団から逃避する子どもの存在もあり、いじめに関して周囲が無関心な状況に拍車をかけることとなる。

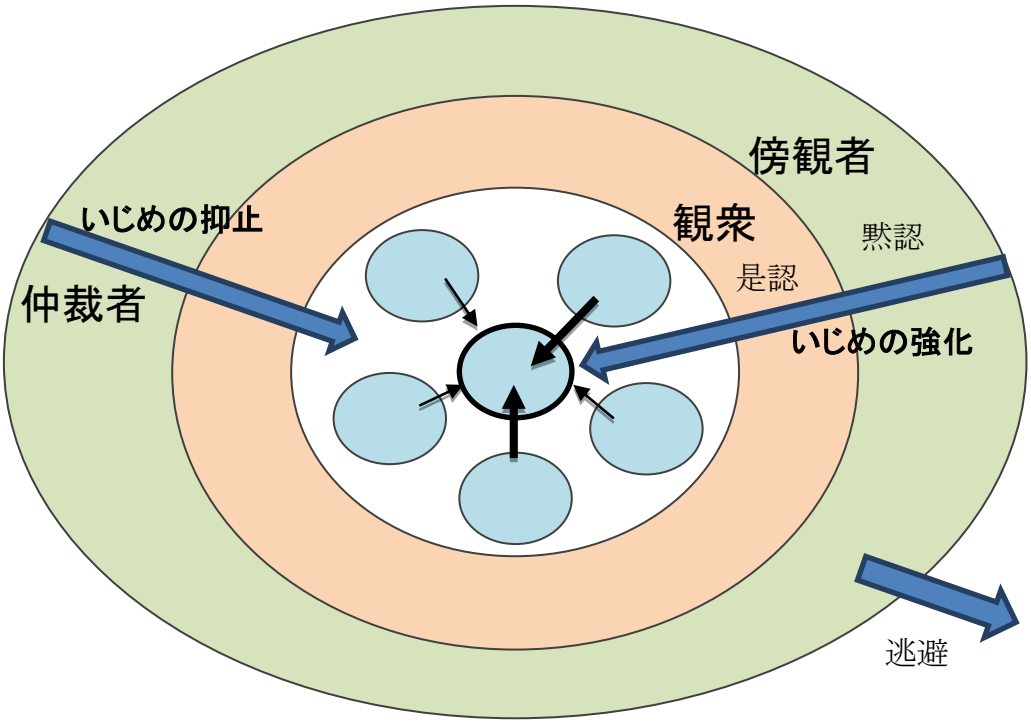

「いじめ」は、いじめを行った子どもといじめられた子どもの対立構造のように見えることがあるが、実際には、これらを取り巻く「観衆」や「傍観者」という立場の子どもが存在していることがある。従って、「いじめ」は、被害者対加害者という単純な対立構造として捉えるのではなく、集団全体、さらに、その背後にある親子関係や地域社会も視野に入れることが重要となる。

４　インターネットを通じて行われる「いじめ」

インターネットを通じて行われる「いじめ」（以下、「ネット上のいじめ」という。）とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用してメールを送ったり仲間外しをしたりするなどの方法により、いじめを行うもののことである。

「ネット上のいじめ」には、次のような特徴があると指摘されている。

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

「ネット上のいじめ」は、相手の表情などを直接目にしないで済むこともあり、相手を傷つけているという罪悪感も薄い。いじめの定義では「一定の人間関係」が条件で認知されるが、掲示板へ個人情報や書き込みや不特定多数の者が閲覧できることにより、いじめられている本人とは全く関係のない者からの誹謗・中傷等を一斉に受けてしまう事態になる場合や、いじめられている本人の知らないところで複数のサイトに拡散し犯罪に巻き込まれる場合もある。

また、無料通話アプリやＳＮＳなどのコミュニケーションツールは、運営会社や監視団体がパトロールできない閉鎖性がある上、グループから仲間外れを作り出すことや他人になりすましてメールを送信することが容易にできる。

「ネット上のいじめ」は、エスカレートすると、いじめをされた側が想像以上に精神的に追い込まれ、不登校や自殺未遂といった重大事態に陥ることもある。